

茨城県プレ妊活健診事業業務の委託に係る説明書

この説明書は、茨城県プレ妊活健診事業業務に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結について、プロポーザルを提出する者（以下「提出者」という。）及び受託者が留意すべき事項を定めたものであり、提出者は、次の事項を熟知のうえ、プロポーザルを提出してください。

1 募集する企画提案に係る業務の概要

(1) 業務名 茨城県プレ妊活健診事業業務

(2) 事業の目的

将来、妊娠・出産を希望する夫婦が、性や健康に関する正しい情報を得て、ライフプランの構築や健康づくりに取り組めるよう、プレコンセプションケアに関する普及啓発と併せて妊娠に向けた健康状態を確認できるプレ妊活健診を行う体制を構築する。

2 委託する業務の内容

別添「茨城県プレ妊活健診事業業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託費上限額

5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は団体であること。

- (1) 宗教的活動又は政治的活動を主たる目的としていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (4) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。
- (5) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- (6) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加者資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は契約までに名簿に登録見込みの者であること。
- (7) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (9) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (10) 本件業務に類する業務の経験や専門知識を有しており、過去5年以内にプレコンセプションケアに関する

普及啓発の取組実績があるなど、本件業務を適切に履行できる者であること。

- (11) 本件業務の実施が可能な体制・環境が整えられていること。
- (12) 情報セキュリティマネジメント(ISMS)認証を受けていること。

6 応募書類

- (1) 応募申請書（様式1）
- (2) 応募資格の要件をすべて満たす旨の宣誓書（様式2）
- (3) 法人等の概要書（様式3）
- (4) 企画提案書（様式任意:サイズはA4版とし、以下の事項について記載すること）
 - ① 業務の基本方針（事業の目的等）
 - ② 業務の実施内容
 - ア プレコンセプションケアに関する研修動画の作成
 - イ プレコンセプションケアに関する研修動画視聴環境の整備
 - ウ 動画研修受講済証兼プレ妊活健診受診券発行事務
 - エ プレコンセプションケアに関する普及啓発の小冊子の作成、印刷
 - オ 事業周知用チラシ・ポスター等の作成、印刷
 - ③ 個人情報の保護の方針と情報漏洩への対策：個人情報保護等管理体制
 - ④ その他（業務遂行に当たってのアピールポイント）
- (5) 業務の進行予定表（様式任意）
- (6) 経費見積書（様式任意）
 - ア 積算の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
 - イ 消費税及び地方消費税の額がわかるように記載すること。
- (7) 「物品調達等競争入札参加者資格審査通知書」又は「物品調達等競争入札参加者資格審査申請書」の写し
- (8) 提出部数
 - 上記（1）～（3）、（7）を1部
 - 上記（4）～（6）を6部（原本1部、コピー5部）
- (9) 留意事項
 - ア 企画書の作成及び提出に関する一切の費用は提案者の負担とします。
 - イ 提出された企画書等の書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできません。また、返却も行いません。
 - ウ 虚偽の記載をした企画書等の書類は無効とします。
 - エ 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出してください。
 - オ 提出された企画提案書が採用された場合、その使用权等の一切の権利は茨城県に帰属するものとします。
 - カ 企画提案の審査は、提出された内容に基づき行いますが、採用決定後、企画内容・経費をそのまま委託するとは限りません。

7 応募の手続き及び選定方法等

- (1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先
茨城県福祉部子ども政策局少子化対策課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-3257

FAX 029-301-3264

E-Mail shoutail@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 応募に関する質問

ア 受付期限

令和8年3月18日(水)午後5時まで

イ 質問様式(様式5)

以下の項目を明記してください。

- ・法人等の名称、部署名、氏名、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレス
- ・質問の表題、内容

ウ 送付方法

電子メール、ファックスのいずれかの方法により、7(1)の問い合わせ先まで送付してください。

また、送付後、電話により届いていることを確認してください。

質問ごとに随時、質問者に対し、電子メール又はファックスにより回答します。

なお、企画提案書等の審査に係る質問には回答できません。

(3) 応募期限

令和8年3月24日(火)午後5時を期限とします。

期限までの平日午前9時から午後5時までに持参、又は郵送(必着)により提出してください。

(4) スケジュール(予定)

募集開始	令和8年3月6日(金)
質問票提出期限	令和8年3月18日(水)午後5時必着
応募書類提出期限	令和8年3月24日(火)午後5時必着
オンライン面談審査	令和8年3月27日(金)※時間は、応募書類提出日以降にお知らせします。
審査結果通知	令和8年3月30日(月)以降(予定)
契約締結	令和8年4月上旬

(5) 選考について

別途設置する「茨城県プレ妊活健診事業選定委員会」において、審査基準表(別表)により総合的に審査を行います。

なお、審査は書面及び面談にて行うこととし、審査結果は書面にて提案者全員に通知します。

8 委託候補者の選定後の手続き等

(1) 契約手続き

県は、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結するものとします。

(2) 契約保証金

茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第138条第2項第6号の規定に基づき免除します。

(3) 委託料の支払い

ア 委託料の支払いは、業務終了後に提出される報告書に基づき、契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払います。

イ 本業務を実施するにあたり、受託者の請求により必要があると認められる金額については、概算払いすることができます。

(4) 再委託の制限

受託者は、委託事業の全部を再委託することはできません。委託事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。

(5) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

9 その他

(1) 本プロポーザルに基づき生じた権利義務は、令和8年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとします。

(2) 書類等の作成に用いる言語、通貨は、日本語、日本円としてください。

(3) 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。なお、提出された書類は返却いたしません。

(4) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。

(別表)

審査基準表

項目	評価事項	
① 実施体制	・業務に必要な組織力、人員、技術を有しているか。 ・事業実施にあたり、実施体制と管理体制が整っており、事業を効果的に実施できる体制か。	5 4 3 2 1
② 実績	・同種業務の受託実績があり、本業務の遂行に有益な知見を有していると判断できるか。	5 4 3 2 1
③ 情報管理	・情報セキュリティに配慮しているか。 ・個人情報保護や情報漏洩に対する対策等、組織として適切な取組がとられているか。	5 4 3 2 1
④ 企画制作力	・プレコンセプションケアに関する正しい知識を踏まえ、対象者の関心が惹きつけられる動画やパンフレット作成ができるか。	5 4 3 2 1
⑤ 経費	・見積額は委託概算額の上限額内でかつ算定根拠は明確に示され、妥当な内容となっているか。	5 4 3 2 1
⑥ 設備・システム	・研修動画の視聴環境の整備、受診券発行事務等の運営は適切に実施できるか。	5 4 3 2 1
⑦ 実施方法の具体性	・仕様書に沿った事業執行についての実施方法が具体的に記載されているか。県民のニーズや最新の動向を踏まえた柔軟な対応が可能か。	5 4 3 2 1
合 計		

点数の考え方

5点：優れている 4点：良い 3点：普通 2点：やや劣る

1点：劣る（委託することに不安がある）

委員の採点結果を集計し、合計点数が最も多い者を事業者とする。ただし、審査結果に1点と採点された項目があった場合は、次点の者を事業者とする。（以下、同様に繰り下げる。）